

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	104号	青森県八戸市売市四丁目102番33地先から同市売市一丁目2番16地先まで	青森河川国道事務所
一般国道	46号	岩手県盛岡市津志田一四地割167地先から同市永井一六地割11番1地先まで	岩手河川国道事務所
一般国道	108号	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目23番5地先から同市古川千手寺町一丁目63番1地先まで	仙台河川国道事務所
一般国道	13号	秋田県秋田市川尻若葉町3番から同市川尻町大川反233番7まで	秋田河川国道事務所
一般国道	102号	山形県山形市元木一丁目636番2から同市南二番町1177番3まで	山形河川国道事務所
一般国道	4号	福島県福島市入江町十番41号地先から同市松山町185番地地先まで	福島河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。